

茨城県発達障害者支援指針

茨城県福祉部障害福祉課

令和6年4月1日

目次

<はじめに>

指針の趣旨	P 2
指針の位置付け	P 2

<現状と課題及び支援・取組みの方針>

乳幼児期の支援	P 3
学童期・青年期の支援	P 4
成人期の支援	P 6
ライフステージを通じた支援	P 8

1 指針の趣旨

平成 28 年の発達障害者支援法の改正において、乳幼児期から学齢期、成人期、高齢期に至るまでのライフステージに応じて発達障害に対して必要な支援を行うことが重要であり、その支援は、医療、保健、福祉、教育、労働等の様々な分野にわたり複数の関係機関や関係者による専門的支援や合理的な配慮が必要なため、切れ目なく発達障害者の支援を行うことが特に重要であることが明記された。

こうした中、本県における発達障害に係る支援体制の課題について、支援に携わる関係者が情報を共有するとともに、支援施策を展開するための県の取組みの方向性を共有し、発達障害者及びその家族等に対する支援を充実させるために指針を策定した。

2 指針の位置付け

この指針は、県の基本計画である「茨城県総合計画」をはじめとして「第 8 次茨城県保健医療計画」、「第 3 期新しいばらき障害者プラン」などの計画と整合性を図ることとし、今後の国の制度改正や県の計画見直しに併せ、必要に応じて改定を行うものとする。

茨城県総合計画：「新しい安心安全」

→医療、福祉、治安、防災など県民の命を守る生活基盤を築く。

第 8 次茨城県保健医療計画

(医療法第 30 条の 4 第 1 項)

*発達障害について専門相談窓口を設置している市町村数

<目標>2029 年度に 32 ヶ所

第 3 期新しいばらき障害者プラン

(障害者基本法第 11 条第 2 項、障害者総合支援法第 89 条第 1 項、児童福祉法第 33 条の 22)

<施策展開の方向>

生涯にわたって適切な支援を受けられるよう市町村を中心とした支援体制の充実を推進

これらの計画を推進するに当たっての現状の整理と施策の方向性の提示

1 現状

- ① 市町村でのスクリーニングの現状として、3歳児健診においては、受診者の約15%の幼児が精神面での所見を有している（令和4年度実績）。
- ② 市町村で実施している発達相談の利用者は増加傾向にある。また、保護者からの相談だけでなく、祖父母・親族等からの相談も増加している。
- ③ 市町村で実施している保育所・幼稚園・こども園等への巡回相談数も非常に増えている。認可外の保育施設、市町村外の園に通う園児等に対するニーズも増えている。
- ④ 市町村で実施している発達相談や巡回相談のニーズは増加傾向にあるが、実施回数や方法は様々である。また、対応する専門職（心理職等）の確保が難しい市町村もある。
- ⑤ 保育所・幼稚園・こども園等への入園後も、市町村で実施している療育や民間の児童発達支援事業所などを併用している乳幼児も増えている。
- ⑥ 小学校への移行については相談支援ファイルなどを用いて支援内容の引き継ぎを行っている保育所・幼稚園・こども園もあるが、実態は把握できていない。
- ⑦ 市町村の中で0～18歳までの支援・相談を行っている施設も増えてきてはいるが限られている。
- ⑧ 発達障害の相談を受ける専門窓口を一元化している市町村は限られている。
- ⑨ 茨城県における家族支援の取り組みとしては、ペアレントメンター養成事業、ペアレントプログラムに関する市町村支援を茨城県発達障害者支援センターにて実施、ペアレントトレーニングを児童相談所において実施している。ペアレントトレーニングに関しては、現在は保護者にとってより身近な市町村において実施できるように働きかけており、令和6年度からは、本格的に市町村が実施主体となる見込みである。
- ⑩ 茨城県母子保健センターにおいては、市町村等で実施する乳幼児健康診査、保健師等による個別指導の対象者の中で、身体、精神、運動機能の発達に問題をもつ乳幼児とその保護者等に対して育児相談を実施し、疾病の早期発見及び適切な指導を行っている。また、発達障害に関する知識と早期の支援についてのスキルアップを図るということを目的に、保健所及び市町村の保健師・母子保健センターの発達相談に従事する心理専門員を対象に研修会を行っている。
- ⑪ 茨城県発達障害者支援センターでは市町村の職員、福祉・保健・医療・教育などの発達障害児者に関わる事業所・職種を対象として研修を行っている。

2 課題

- ① ニーズの高さに対応し、養育に不安を抱えている保護者等の相談窓口は増えているが、専門職の確保に苦慮し、相談体制を整えることが難しい市町村もある。相談できずに孤立してしまう家庭もある。
- ② 市町村での保育園・幼稚園等への巡回相談は増えているが、専門職の確保や保護者側の障害の受容について課題がある。
- ③ ペアレントトレーニングを各市町村で実施することになるが、各市町村によって内容等にばらつきが生じないように支援の質を確保していく必要がある。
- ④ ペアレントメンター養成研修事業は行われているが、実際にペアレントメンターをコーディネーターしながら運用している自治体が少なく、活用に発展していない。
- ⑤ 保育所・幼稚園・こども園等から小学校への引継ぎを十分に行い、乳幼児期から学齢期への切れ

目ない支援ができるような仕組みづくりが必要である。

- ⑥ 医療機関が多い地域、医療機関に乏しい地域、専門職に乏しい地域等があり、地域により支援体制にばらつきがある。また、早期発見・早期療育、相談についても、地域の特性によって、相談ニーズは異なるため、地域に応じた相談体制を考えていく必要がある。
- ⑦ 市町村の中で、制度上の谷間ができており、連携が取れていない面がある。また、認可外の保育施設、市町村外・住所地外など区域をまたいで通所している園児への対応が市町村では難しい場合がある。

3 支援・取組みの方針

- ① 県発達障害者支援センターでは、市町村の各機関への情報提供・技術的なサポートを行っていく。
- ② よりよい家庭支援が行われるように、園・事業所など関係する機関の職員に支援・研修を行い、バックアップをしていく。
- ③ ペアレントメンター、ペアレントトレーニング、ペアレントプログラム等の家庭支援施策が市町村にて拡充するために啓発・普及を行い、実際の活用・運用につなげていく。
- ④ 家族等に対応する職員の養成・研修を行い、家庭支援の充実につなげていく。さらには、家庭が孤立せず、市町村・事業所の支援者が孤立しないためのコーディネートや仕組みづくりを進めていく。
- ⑤ 制度上の谷間、年齢の断絶をなくすため、区域・地域を超える場合も含めて各機関が連携できる仕組みづくりを進めていく。

<学童期・青年期の支援：支援テーマ「個性の尊重と二次障害の予防」>

1 現状

- ① 子供の数が減少し、学校数も減少しているが、特別支援学級の学級数と利用児童生徒数は増加傾向にある。小中学校併せて約1万2千人の児童生徒が特別支援学級を利用している（令和5年5月現在）。
- ② 通常の学級に在籍し、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした「通級による指導」を受けている児童生徒数は、10年前（平成25年）に比べて約4倍に増えている。また、令和4年12月に公表された文部科学省調査結果において、通常の学級に在籍し、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合は、小中学校において推定値8.8%、高等学校においては推定値2.2%となっている。
- ③ 発達障害に関わる相談が増えており、市町村や学校では専門性を持った人材の確保が必要とされている。高等学校においては、高等学校等特別支援教育推進研修会にて、特別支援教育に関する研修、高等学校における特別支援教育の推進を図っているが、高等学校での発達障害の理解をさらに深める必要がある。
- ④ 茨城県教育委員会では、各学校の特別支援教育の充実を図るため、管理職や特別支援教育コーディネーター等に対して職務に応じた研修会を実施している。また、特別支援学校の特別支援教育巡回相談員が、各学校等からの要請を受けて、支援方法や校内支援体制等について、大学教授や医師等の専門家と連携しながら指導・助言を行っている。

- ⑤ 教育相談の中では、発達障害に関係する相談が多い。内容としては、学習面の遅れ・学校での対応（合理的配慮の提供、支援学級と交流学級との連携等）についての相談、本人の特性が集団の中で理解されにくいという相談、学校への不適応による不登校等の二次障害に対する相談といったものがある。
- ⑥ 学童期・青年期において、児童生徒の不登校・登校渋りの相談が増加しており、その相談が相談支援専門員や放課後等デイサービスなどの福祉サービスに寄せられることが増えている。
- ⑦ 相談支援事業所では、以前と比べて、普通学校の特別支援学級を利用する児童生徒に関わることが増加している。しかし、教育機関との連携は十分ではない。

2 課題

- ① 発達障害に関する情報が広まり、特別支援学級で学ぶ生徒数が増加し、特別支援教育に関するニーズは高まっている。研修・事業も多々行われているが、指導する担当教員のさらなる専門性向上を図る必要がある。
- ② 学校生活において、環境に適応するのが難しいという相談が多いが、教育と他機関との連携が不十分であり、統一した解決がなされていない面がある。本人の二次障害予防のためにも、軸となる家庭や学校を医療・行政・福祉・保健等で支える仕組みづくりが必要である。各機関の役割分担が明確になっておらず、共通認識がなされていない。
- ③ 学校での対応が難しいという部分についての研修を行っているが、通常学級の教員まで全員に広げていくことは困難。また、保護者の気づき、教職員の気づき、支援員の気づき等に対して、支援・配慮が行き届いていない面がある。
- ④ ニーズの高まりの中で、支援者が本人の特性を理解し、継続した支援を行うことが課題である。切れ目のない支援、移行支援の上でも、教育・医療・福祉・保健・行政等の連携において、個別の教育支援計画のさらなる活用が課題である。
- ⑤ 特別支援学校に限らず、通常学級においても、個別の指導計画・個別の教育支援計画を軸として、卒業後をみすえたキャリア教育の観点からも、支援対象児童生徒の引き継ぎが課題となっている。
- ⑥ 相談支援事業所・相談支援専門員が、障害福祉サービスと利用者をつなぐ窓口として機能する必要がある。相談支援専門員が、障害児支援利用計画を軸として、各関係機関との連携を推進していくことが求められている。

3 支援・取組みの方針

- ① 何に困っているのか本人が自覚できていないこともあるため、アセスメントを注意深く行い、生活上の困難改善のための支援を行う。
- ② その子なりの学びや育ちが保障され、多様性が困難と認識されないような環境の整備を行う。
- ③ 周囲への不信感が強くなり、ひきこもりがちになってしまう前に、気軽に話せる場（サードプレイス）の提供ができる体制を整備する。
- ④ ペアレントトレーニング、CAREなど、家族向けプログラムをより多くの機関で実施し、家族が関わり方や対応方法について学べる場、環境を提供する。
- ⑤ 経済的な問題がある家庭に対しては、福祉サービス等の各種サービス利用の情報を提供する。
- ⑥ 家族が支援者に相談できる体制の強化を進めつつ、家族同士が悩み等を話し、相談できる場の体制作りをすることで家族のエンパワメントに繋げる。
- ⑦ 市町村のこども課職員や教員など、親子に普段から接する職員が発達障害について理解し、最初

のアドバイスができるような研修や支援体制を整備する。

- ⑧ 支援者へのフォローアップ、支援者が困ったときに相談できる体制整備を行う。
- ⑨ 分野ごとの研修だけでなく、合同での事例検討や意見交換会などを行い、それぞれの支援内容や考える視点などの相互理解を深める。
- ⑩ 支援機関が移行する際には、個別支援計画・個別の教育支援計画・障害児支援利用計画を軸として移行支援計画を策定し、支援対象児童生徒の情報がライフステージごとに途切れないように行う。

<成人期の支援：支援テーマ「社会参加の促進」>

1 現状

- ① 発達障害者支援センターに寄せられる相談者の年齢としては、18歳以上の割合が最も多く約5割を占める（年齢不明の者を加えるとそれ以上となる）。また、発達障害者支援センターに寄せられる成人期の相談者の約6割が未診断であり、相談内容としては、医療機関や居場所など相談先の照会、就労に関する相談など多岐に渡る。
- ② 生活支援、就労支援の両面に精通するコーディネーターや支援員が不足しており、当事者の中には、どこに相談するべきか判断ができず適切な相談窓口にとどり着けない人もいる。
- ③ 発達障害者支援センターにおける就労支援の対応としては、障害者就業・生活支援センターや、各市町村の基幹相談支援センター等に繋ぎ、そこから適切な事業所等に繋がり就労に結び付くようにサポートを行っている。ケースによっては、繋ぎ先の相談・面接や職場訪問に同行することもある。
- ④ 求職者側からの相談としては、コミュニケーションの悩みや、複数の業務への対応のためのマニュアル整備の要望や空調機等の音が気にならないような環境整備の要望がある。また、企業や事業所側からの相談としては、発達障害者への仕事の指示の出し方やコミュニケーションの取り方の悩みであったり、合理的配慮の具体例や合理的配慮を実践するにあたっての企業や事業所側の負担に関する質問などがある。
- ⑤ 県産業人材育成課で実施している実践能力習得訓練コース修了者の就職率は70%を超えており、精神障害の人の定着率も高い。なお、約170社の企業が同コースの委託訓練先となっている。
- ⑥ 発達障害の特性や真面目で途中でやめない特徴が就職に有利に働く時があり、マッチングさえ上手くいけば就職しやすい。（具体例として、ピッキングに強い人、数字に強い人、言葉に強い人など）
- ⑦ 従業員として特定の業務（パソコン作業等）に限らず、電話対応や来客接待を求められる場合も多く、発達障害者の就職が進まない一因となっている。特にコミュニケーション能力を求められる介護施設などの就職は難しい。

2 課題

- ① 発達障害について未診断の方や、障害の受容や理解が十分できていない方からの就労相談については、診断されたことによる動揺などもあり本人の負担が大きい。障害や就労の相談を受ける各機関が、お互いの役割を正しく理解し共同した支援が必要とされている。
- ② 成人期の発達障害者とその家族が、社会資源、制度、相談窓口に関する情報にアクセスできるようなシステムの構築が求められている。特に教育機関を卒業後、家族が必要な支援情報にアクセスできないという問題が指摘されている。

- ③ ひきこもり状態の発達障害者への支援とともに、対応方法についての相談といった家族への支援も求められている。
- ④ 特性の自己受容や支援の必要性を自らが実感できるようになるまでに時間がかかる場合があり、本人にとって必要な研修・講座に本人が意欲を持ってない場合がある。就業支援や生活スキルの向上などを行うとともに、就労に向けてモチベーションを上げるなど、一時的なものではなく長期にわたる継続的な支援が重要である。
- ⑤ 定着支援を行うに当たり、個人が特定されない形を望む発達障害者もいる。そのような場合は個人の意思を尊重し「全般的な支援」という形で事業所等を訪問することになるが、問題の解決が困難になる場合もある。
- ⑥ 就業支援を行っている機関は様々あるが、利用者にとっては違いが分かりづらく、窓口を分かりやすくする工夫が必要である。また、機関同士で情報交換を行い、連携をして支援を実施していく仕組みづくりが必要である。
- ⑦ 市町村によっても障害者相談支援の体制にばらつきが大きく、専門知識の向上や研修の必要性が求められている。
- ⑧ 就職後も安定して働き続けられるように、職場での適応や、障害の程度の変化に柔軟に対応する仕組みや継続的な職場支援が求められている。

3 支援・取組みの方針

- ① 成人期になって初めて発達障害と診断されるケースについては、本人や周りもその特性の理解や受容が大事であり、二次障害を悪化させないという観点からも、同様に本人や家庭、職場において**発達障害の特性の理解**[※]が必要とされる。
- ② 身近な相談窓口について、市町村における相談支援体制を整備し、そこに発達障害者支援センター等の県・圏域レベルの広域的、専門的相談支援機関がバックアップしていく仕組みの浸透を目指す。
- ③ 発達障害者を支える家族も精神的・経済的な負担を背負うことが多いため、家族全体を支援する仕組みをつくることで、発達障害者自身の生活の質の向上だけではなく、その家族の生活全体の改善を目指す。
- ④ 発達障害者が日常生活で直面する様々な課題に対応するためには、医療、教育、就労、福祉などの分野を超えてそれぞれの専門の相談支援機関との連携が重要になる。各分野でのネットワークづくりと支援の仕組みづくりをすることで、個々のニーズに応じた適切なサポートを提供し、生活の質の向上に繋げていく。
- ⑤ 発達障害に関する情報提供や研修、啓発活動を行い、地域全体で**発達障害者を理解**[※]し、支援、配慮を行える環境を整える。
- ⑥ 発達障害者は個々の特性が異なるため、就労に関しても個別のニーズに応じたサポートが必要とされている。就労系福祉サービスの支援体制を充実させ、そうしたニーズを満たせるような体制を目指す。
- ⑦ 企業への研修や勉強会の実施により、先行事例や取り組み事例等を企業間で共有・普及させることで、発達障害者に対する『合理的配慮』が進み、受け入れる企業が増え、定着しやすい職場環境に繋げていく。

- ⑧ 発達障害者が生活面でサポートを受けている場合、発達障害者の就業をより定着させるため、支援機関と企業が連携する仕組みを検討する。

※発達障害者の理解について

発達障害は、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害など、脳機能の発達に関する障害です。発達障害のある人は、他人との関係づくりやコミュニケーションなどがとても苦手ですが、優れた能力が発揮されている場合もあり、周りから見てアンバランスな様子が理解されにくい障害です。発達障害の人たちが個々の能力を伸ばし、社会の中で自立していくためには、子供のうちからの「気づき」と「適切なサポート」、そして、発達障害に対する私たち一人一人の理解が必要です。（政府広報オンラインより引用 <https://www.gov-online.go.jp/featured/201104/>）

<ライフステージを通じた支援>

1 現状

- ① 県内で19の市町村が発達障害の相談を受ける専門窓口を有している（令和5年4月1日現在）。

2 課題

- ① 発達障害の相談を受ける専門窓口の設置をしている市町村は限られており、相談環境が十分に整ってはいない。
- ② 市町村の発達障害に係る障害者相談支援の体制にばらつきがある。
- ③ 年齢を区切らずに相談できる場所が少ない。
- ④ ライフステージをまたぐ場合など、制度上の谷間ができており、連携が取れていない面がある。
- ⑤ 各機関の役割分担が明確になっておらず、共通認識がなされていない。
- ⑥ 発達障害に関する理解が十分になされていないため、周囲から誤解される場合がある。
- ⑦ 強度行動障害を有する者への対応が困難事案となっており、支援体制の整備が求められている。

3 支援・取組みの方針

- ① 各種研修会を通じて、市町村職員、相談支援事業所職員等の対応力向上を図る。
- ② 市町村等の身近な相談窓口が増加するように、県でもバックアップをし、必要な支援機関との連携を図る。
- ③ 専門的な対応が必要な場合は、県発達障害者支援センター等が市町村等に対し、コンサルテーションや各種会議への同席などをし、技術的サポートを行う。
- ④ 強度行動障害を有するものに関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。
- ⑤ 医療・行政・保健・福祉等の機関がそれぞれの専門性を持ちつつ、支援方針の共通理解と統一を図り、連携して支えながら二次障害を予防していく。
- ⑥ 発達障害の理解を普及させるため、普及啓発活動を積極的に行っていく。